

ギリシャにおける消費者の財産被害事案に係る経済的不利益賦課制度について

京都学園大学法学部専任講師 カライスコス・アントニオス

<目次>

1. はじめに

- (1) ギリシャ消費者法の体系と行政的規制
- (2) 行政の制裁手段（勧告・過料・業務停止・制裁の公表）
- (3) 民事的規制（追徴制度）
- (4) 重疊的な法規制による実効化
- (5) ギリシャ消費者法の社会的背景
- (6) ギリシャ消費者法のさらなる特徴としての行政の調査権・執行手続の強化

2. ギリシャにおける消費者保護法制の在り方

- (1) 消費者保護法の制定について
- (2) 消費者保護法の概要

3. 行政による経済的不利益賦課制度

- (1) 消費者保護法第 13a 条について
- (2) 条文の内容
- (3) 消費者保護法第 13a 条の制定について
- (4) 個別の行政罰等の内容について
 - ①消費者保護法第 13a 条第 2 項の規定内容
 - ②第 13a 条のその他の行政罰等の内容
 - ③行政罰等を課す際の手続
- (5) 行政罰等を課す権限を有する機関
- (6) 行政罰等に対する異議申立手続
- (7) 消費者保護法の他の規定による事業者に対する行政罰等
- (8) 消費者保護法以外の特別法に規定されている行政罰等

4. 行政による経済的不利益賦課制度の運用状況の概観

5. ギリシャにおける経済的不利益賦課制度のまとめ

【参考 1：消費者保護法第 13a 条の適用に至るまでの主な流れ】

【参考 2：ギリシャの国家組織】

1. はじめに

(1) ギリシャ消費者法の体系と行政的規制

ギリシャにおける消費者保護の特徴を端的に表現すると、行政的規制、民事的規制、刑事的規制が、消費者保護という目的を実効的に実現するために、統一的な消費者法典を中心に機能的かつ重疊的に組み合わせられて整備されているところにある。つまり、消費者法典に、私法的性格を有する規定を置くだけでなく、その目的を達成するために公法的・

行政的規制による制裁手段を付加しているところに特徴がある。そして、このような規制が、主に消費者法典と呼べる内容を有する特別法（これを消費者保護法という。後述2）によって統一的に行われていることも重要な意味を持つ。同法には、本報告書が取り上げるところの、事業者に対する、行政による経済的不利益賦課制度も置かれているのである。日本においては、こうした制度は、個別法による規制としての立法化が計画されているにすぎず、ギリシャのような統一的な法規制の方法は採られていないのである。こうした包括性という観点からみて、両国の消費者保護の実効性には大きな違いが見られることとなるのではなかろうか。以下では、本報告書の内容を先取りする形で、ギリシャ消費者保護法の特徴をみておくことにする。

（2）行政の制裁手段（勧告・過料・業務停止・制裁の公表）

ギリシャの経済的不利益賦課制度は、行政主導で運用されるものが中心的な役割を果たしており、その実効性は事業者に対する次のような行政的規制（行政罰等）によって支えられている。

消費者保護法は、具体的には、同法の規定に違反した事業者に対して、行政が過料を課し、そのような過料決定が3を超えた場合には過料の上限が2倍の額にまで引き上げられる旨を定めている。後者の場合、行政は、当該事業者の業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることもできる。また、消費者が消費者局に提出した苦情申立てに対して事業者が回答しない場合には、行政は、事業者に対して、従わなかった場合には過料を課す旨の通知を含む勧告を行う。さらに、勧告に従わなかった事業者に対して過料を課す。これを超えて、事業者が苦情申立てに回答しないことを繰り返す場合には、過料の下限・上限が10倍に引き上げられるのである（後述3（4））。事業者に対する行政のこのような措置は、その違反行為の態様に応じた段階的なものとして構築されている。また、その一部については行政の裁量権が認められており、事業者の態様をみながら、柔軟に適用することが可能となっている。

なお、行政は、その裁量により、上記の制裁を課した旨を公表することができ、この措置もまた、事業者の制裁として機能するとともに、消費者被害の発生・拡大の防止にも役立つものである（後述3（4）②）。

後述するように（3（1））、消費者保護法のあらゆる規定に対する違反につき行政罰等を課する旨が定められたことにより、主に私法の領域に属する同法の規定に基づき事業者が負う義務に公益的な色彩が付与されることになった。この側面もまたギリシャ法のひとつの特徴となろう。

（3）民事的規制（追徴制度）

上記のように、ギリシャにおける経済的不利益賦課制度は、行政的な側面を中心としたものではあるが、同時に、民事的な追徴制度も用意されている。具体的には、消費者団体による団体訴訟の内容のひとつとしてではあるが、事業者に対する「慰謝料請求」が認められている。これは、英米法の punitive damages をモデルとした懲罰的な性質のものであると解されている。

すなわち、ギリシャ法では、個々の消費者に精神的苦痛による慰謝料請求が認められる

のは人格権侵害及び氏名権侵害の場合（ギリシャ民法第 57 条～第 59 条）と、その他の不法行為の場合（同第 932 条）である。

消費者団体の、団体訴訟による慰謝料請求権（消費者保護法第 10 条第 16 項第 2 号）は、個々の消費者の慰謝料請求権とは別個の権利として規定されており、個々の消費者に上記の諸規定に基づく慰謝料請求が認められない場合でも発生しうる。その法的性質については争いがあるが、一般的には、民事制裁的な性質のものであると解されている。

回収された慰謝料は、消費者の教育、消費者への情報の公表及び消費者保護全般のために用いられる（法第 10 条第 22 項）。回収された慰謝料から訴訟費用を差し引いた残額は、①原告である消費者団体に 35%、②第 2 層の消費者団体に 35%、③国家予算に 30%、という割合で分配される（同条同項）。

（４）重疊的な法規制による実効化

消費者保護法に規定されている行政罰等は、団体訴訟が提起されたか否かに関わりなく課されるため、上述の民事的な追徴制度のような私法上の救済手段と行政罰等とが併存する体系となっている（後述 3（1））。また、行政罰等が課された場合であっても、同時に、刑法、市場規制法その他の特別法の規定する刑罰が科されたり、措置が採られたりされ得るほか、消費者保護法の定める消費者被害の予防・抑制措置（危険な製品の回収又は流通禁止、未成年者の精神的成長及び心理的発達に対する危険性を含む製品の取引の制限等）も採られ得る（後述 3（4）①）。

このように、ギリシャにおける経済的不利益賦課制度は、行政によって採られる措置をその中心としつつも、種々の制度の組合せ・補充により、悪徳業者に違法な収益を残さないように工夫する相互的なシステムとしての高い完成度をもって運用されているのである。こうしたギリシャ法のメリットは、相互的な関連性が未だ不完全である日本法の諸制度と比較すると際立つことになる。さらにいえば、ギリシャの消費者保護法に規定されている行政罰等は、他のいくつかの特別法によって準用されている（後述 3（4）①）。このような体系化によって、行政による経済的不利益賦課制度の統一的な運用が可能となっている。

（５）ギリシャ消費者法の社会的背景

ギリシャ法がこのような制度を持つに至った背景には、EU 法の動向を受け入れたという理由のほか、ギリシャ法に固有の伝統的な法の在り方や文化的な背景及び意識が存在している。すなわち、ギリシャは、EU 加盟国として EU 法を国内法化する義務を負うのであるが、ギリシャはそれを超えて国内法化している。実際に消費者保護に関する諸指令の国内法化の状況をみるならば、ギリシャの国内法は、諸指令の定める内容よりも一層厚い消費者保護を確保する形でこれらを国内法に取り込んでいると一般的には評価することができる。そのような立法がなされてきた理由のひとつとして、1981 年から合計してほぼ 23 年にわたって全ギリシャ社会主義運動（PASOK）による中道左派・社会民主主義政権が続いたことが挙げられよう。

（６）ギリシャ消費者法のさらなる特徴としての行政の調査権・執行手続の強化

最後に、ギリシャ法の更なる特徴としては、行政による経済的不利益賦課制度の実効性確保のための配慮が十分になされていることが挙げられる。

第一に、事業者による違反行為に対する調査権限を拡充すべく、消費者保護法は、現地監査を行う事業者監査団について定めている。現時点（2012年10月時点）では、この事業者監査団はまだ設置されておらず、他の複数の監査団が存在しているが、新たな立法によるこれらの監査団の統合及び権限の拡大を通じて、消費者保護法への違反行為の監査が強化される予定である（後述3（5））。

第二に、違反行為についての情報提供を強化するために、事業者に対する消費者の苦情申立てが消費者局を通じて事業者に転送されていることである（後述3（5））。

第三に、行政によって課された過料の回収の実効性確保のために、過料の徴収が国家収入徴収法典に基づいて行われていることである。同法典には、徴収の手段として、動産及び不動産の差押え並びに身柄拘束が規定されているため、これらを用いた実効的な回収が可能となる（後述4）。

以下の叙述では、ギリシャ消費者法の全体像を示しながら、行政による経済的不利益賦課制度がどのように位置づけられ、機能しているのかを素描することにした。

2. ギリシャにおける消費者保護法制の在り方

（1）消費者保護法の制定について

ギリシャにおいては、消費者の保護については、消費者の保護に関する1994年法第2251号（以下「消費者保護法」という。）において一般的に規律されている。同法は、「消費者法典」とは名付けられていないものの、下記に紹介するその内容から、実質的には、消費者法典としての位置づけを有するものであるといえる。

ギリシャにおける消費者保護関連の初の立法は、消費者の保護等に関する1991年法第1961号であった。同法は、消費者保護に関するそれまでのEC立法を国内法化するために制定されたもので、後に、消費者保護法によって置き換えられた。消費者保護法は、1991年法第1961号の内容に追加・修正を行ったものであり、その後、一連の改正を経て現在に至っている。

（2）消費者保護法の概要

消費者保護法は15条から構成されている。同法の大まかな内容は、以下のとおりである。

第1条：総則

消費者の権利及び利益が国の保護の下に置かれることが定められ、消費者保護法の適用対象となる消費者及び事業者の定義等が置かれている。

第2条：普通取引約款・不公正な普通取引約款

普通取引約款が消費者を拘束するための要件及び約款の解釈についての規定並びに無効とされる不公正な約款等についての規定が置かれている。

第3条：営業所外での契約

事業者の営業所外で締結された契約が消費者を拘束するための要件及び消費者によるクーリングオフ権の行使等についての規定が置かれている。

第4条：物品及び役務の遠隔地取引（遠隔地金融サービスを除く。）

消費者と事業者が相対しないで締結した契約（金融サービスに関するものを除く）の効力要件、禁止事項、消費者の利益における無効及びクーリングオフ権の行使等についての規定が置かれている。

第4a条：遠隔地金融サービス

消費者と事業者が相対しないで締結した金融サービス契約における事業者の締結前の情報提供義務、消費者の利益における契約の無効及びクーリングオフ権の行使等についての規定が置かれている。

第5条：消費動産の売買及び保証

消費動産の売買における事業者の情報提供義務並びに事業者が消費者に提供する保証の効力要件及び民法の諸規定の適用の可否等についての規定が置かれている。

第6条：製造物責任

欠陥のある製品により損害が生じた場合の消費者の損害賠償請求権等に関する規定が置かれている。

第7条：消費者の健康及び安全

事業者が、安全な製品のみを流通させる義務を負うこと及び安全性の具体的内容等についての規定が置かれている。

第7a条：未成年者の精神的健康

事業者が、未成年者の精神的・道徳的発達等に対する危険性を含まない製品を流通させる義務を負うこと及びこれを確保することを目的とする機関の設置等についての規定が置かれている。

第8条：役務提供者の責任

役務の提供により消費者に生じた損害の賠償等についての規定が置かれている。

第9条～第9i条：広告、不公正取引方法、誤認惹起行為（作為・不作為）、攻撃的な取引方法等

比較広告が許されるための要件、特定の時間帯における子供向けの玩具の広告の禁止、不公正な取引方法の禁止、誤認惹起的な取引方法の禁止、強制的な手法等を用いることにより消費者の選択の自由を著しく妨害する取引方法（攻撃的な取引方法）の禁止及び違反があった場合の制裁等についての規定が置かれている。

第10条：消費者団体・団体訴訟等

消費者団体の組織及び国による監督並びに消費者団体による団体訴訟の提起等についての規定が置かれている。

第11条：消費者紛争についてのADR

事業者と消費者との間の紛争のADRを担う委員会の設置及び同委員会にお

ける手続等についての規定が置かれている。

第 12 条：消費者・市場国家評議会

開発省への助言を行う機関としての消費者・市場国家評議会の設置、構成及び機能等についての規定が置かれている。

第 13 条：消費者の代表

集団組織への、消費者団体の代表の参加が要される場合における選出方法についての規定が置かれている。

第 13a 条：行政罰等

事業者が消費者保護法の規定に違反した場合等における行政罰等の賦課についての規定が置かれている。

第 14 条～第 15 条：最終規定等

消費者保護法の制定により廃止される規定及び開発省の消費者局に設置される事業者監査団についての規定が置かれている。

消費者保護法第 1 条第 4 項の定義によると、消費者保護法に特別の定めがある場合を除き、①「事業者」とは、その職業活動又は事業活動に際して、消費者に物品又は役務を提供する自然人又は法人（広告主を含む。）をいい（同項第 2 号）、②「消費者」とは、市場で提供される物品又は役務が向けられている自然人、法人又は権利能力なき社団であって、最終的な受取人として当該物品又は役務を使用する者（広告の受取手、並びにその職業活動又は事業活動の範囲外で行為する、消費者の保証人となる自然人及び法人を含む。）をいう（同項第 1 号）。

また、同法第 1 条第 3 項によると、同法の規定は、あらゆる形態の、公的セクター又は私的セクターのいずれに属するかを問わない、自然人又は法人である事業者に適用される。

3. 行政による経済的不利益賦課制度

(1) 消費者保護法第 13a 条について

消費者保護法のほとんどの規定は、私法の領域に属するものであるが、第 13a 条において行政罰等の規定が置かれている。同法のあらゆる規定違反につき、行政罰等を課する旨を定めることにより、立法者は、同法の規定に基づき事業者が負う義務に公益的な色彩を付与したものと解されている¹。

消費者保護法第 13a 条に規定されている行政罰等は、同法に基づく他の救済手段（個別の訴訟又は団体訴訟）が利用されたか否かに関わりなく課され得るため、私法上の救済手段と行政罰等とが併存する体系となっている。

(2) 条文の内容

¹ A. Καραγκουνίδης εις ΔικΠροστΚαταναλωτή (εμπρ.: Ελ. Αλεξανδρίδου), 2008, 13^α, 5 (ΕΙ. Αλεκσανδριδώττ編『消費者保護法』(2008) 第 13a 条、5 番 [A. カラグニディス]) .

消費者保護法第 13a 条（行政罰等）²（条文和訳）

1. 本法の諸規定の意味における事業者に対する消費者の苦情申立ては、消費者局にこれを提出し、消費者局は、郵送による送達を含むあらゆる適切な方法でこれを事業者に転送し、回答するよう要請する。事業者は、消費者局が定めた期間内に、苦情申立てに対して書面により回答しなければならない。当該期間は、回答の要請を送達した時にその進行を開始する。
2. 本法の規定に違反した事業者に対しては、刑法、市場規制法その他の特別法の定めを害することなく、開発大臣の決定により、1,500 ユーロから 1,000,000 ユーロまでの過料を課す。同一の事業者に対して 3 を超える過料決定がなされた場合には、過料の上限を 2 倍に引き上げ、開発大臣は、3 か月から 1 年までの期間にわたり、業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。
3. 第 1 項に従い消費者の苦情申立てに回答しなかった事業者に対しては、開発大臣は、次に掲げる措置を採ることができる。
 - a) 従わなかった場合には過料を課す旨を通知して、期間を定めて、苦情申立てに回答するよう勧告すること。
 - b) 500 ユーロから 5,000 ユーロまでの過料を課すこと。³
 - c) 苦情申立てに繰り返し回答しなかった場合には、5,000 ユーロから 50,000 ユーロまでの過料を課すこと。

本項に基づいて徴収した過料は、国家予算にこれを編入する。

4. 第 2 項及び第 3 項に基づいて課した過料は、国家収入徴収法典（1974 年法令第 356 号、官報第 A'90 号）の規定に従ってこれを徴収し、経済財政大臣及び開発大臣の共同決定によりその額を調整することができる。
5. 本法の規定に対する違反があった場合には、開発大臣は、違反の性質及び重大性並びに当該違反が消費者全般に及ぼす影響を考慮して、第 2 項及び第 3 項に基づいて課した罰則並びに諸規定に基づいて国内市場における消費生活用製品の流通に関して所管行政機関又は事業者がとった制限措置を、出版その他の適切な方法により公表することができる。
6. 本法の規定に対する違反が次に掲げる者によるものであるときは、本法に定める制裁は、場合に応じて、ギリシャ銀行又は資本市場委員会若しくは私保険監督委員会の意見を聴いた上でこれを課す。
 - a) ギリシャ銀行が監督する、金融部門に属するクレジット業者又は企業及び組織
 - b) 資本市場委員会が監督する、投資に関する役務を提供する会社
 - c) 私保険監督委員会が監督する保険業者

当該意見は、消費者局による申請に基づいて、申請があった時から 2 か月以内にこれを提出しなければならない。この期間を徒過した場合には、行政罰は、意見を聴かないでこれを課すことができる。本項の施行及び関連する事項の詳細は、開発大臣の決定によりこれを定める。」

（3）消費者保護法第 13a 条の制定について

² 第 13a 条は、消費者保護法を改正した 2007 年法第 3587 号（不公正取引方法に関する指令 2005/29 を国内法化したものである）第 17 条によって追加された規定である。同条の英訳としては、欧州委員会のウェブページに掲載されている、同条を追加した 2007 年法第 3587 号第 17 条（article 17）の英訳

（<https://webgate.ec.europa.eu/ucp/public/index.cfm?event=public.country.viewFile&lawID=77&languageID=EN>）を参照（2013 年 3 月 13 日最終アクセス）。

³ 運用としては、a) のステップを経てから b) に移るとのことである。

消費者保護法第 13a 条の規定は、消費者保護法を改正した 2007 年法第 3587 号第 17 条によって設けられたものである。もともと、同規定の内容は完全に新たに追加されたものではなく、消費者保護法旧第 14 条の規定の一部を新第 13a 条に移転したものである。具体的には、消費者保護法の規定に違反した事業者に対して課することができる行政罰等（過料、業務停止）についての旧第 14 条の規定が新第 13a 条第 2 項に移され、過料及び業務停止の期間の上限のそれぞれが引き上げられたのである。

（４）個別の行政罰等の内容について

①消費者保護法第 13a 条第 2 項の規定内容

消費者保護法第 13a 条第 2 項の規定によると、消費者保護法の規定に違反した事業者に対しては、刑法、市場規制法その他の特別法の定めを害することなく、開発大臣の決定により、1,500 ユーロから 1,000,000 ユーロまでの過料が課される。同一の事業者に対して 3 を超える過料決定がなされた場合には、過料の上限が 2 倍に引き上げられて 2,000,000 ユーロとなり、開発大臣は、3 か月から 1 年までの期間にわたり、業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。業務停止命令は義務的なものではなく、開発大臣の裁量による。

第 13a 条第 2 項に規定されている行政罰等は、制裁としての性格を有するため、消費者保護法の諸規定に基づいて採られる、消費者利益の保護を目的とする予防・抑制のための行政措置（危険な製品の回収又は流通禁止、未成年者の精神的成長及び心理的発達に対する危険性を含む製品の取引の制限等）とはその性格を異にする。

遠隔地取引を行っている事業者の場合には、開発省に保管されている、遠隔地取引を行っている事業者の登録簿からの抹消も追加的な行政措置として行われる（この行政措置については、下記（7）に詳述する。）。

消費者保護法第 13a 条第 2 項に基づいて事業者に対して行政罰等が課されるための要件は、事業者が消費者保護法の規定に違反したことである。消費者保護法以外の特別法⁴におかれている消費者保護規定に対する違反があった場合においては、消費者保護法第 13a 条第 2 項が明示的に準用されているときに限り、同条同項の行政罰等が課される。

消費者保護法第 13a 条第 2 項の行政罰等は、「刑法、市場規制法その他の特別法の定めを害することなく」課される。すなわち、刑法、市場規制法その他の特別法に基づく刑事罰及び行政罰は、各法の該当する規定の要件が満たされている場合には、消費者保護法第 13a 条第 2 項の行政罰等と併せて課されるということであり、このことは、二重処罰の禁止に反しないと解されている⁵。

②第 13a 条のその他の行政罰等の内容

⁴ 主要なものとしては、①電子商取引に関する 2003 年大統領令第 131 号（同命令の第 19 条は、消費者保護法旧第 14 条（現第 13a 条第 2 項）を準用している）、及び②タイムシェアリングに関する 1999 年大統領令第 182 号（同命令の第 10 条は、消費者保護法旧第 14 条（現第 13a 条第 2 項）を準用している）などがある。

⁵ A. Karaykouvīdīs, ó. π., 13^α, 18 (A.カラグニディス・前掲注(1)第 13a 条、18 番)。

第 13a 条第 2 項における行政罰等は上記のとおりであるが、その他第 13a 条においては以下のような行政罰等が規定されている。

まず、消費者の苦情申立てに第 1 項に従い回答しない事業者に対しては、(i) 開発大臣が期間を定めて要請に従うべきことを勧告し、従わなかった場合には過料を課す旨を通知すること、(ii) 500 ユーロから 5,000 ユーロまでの過料を課すこと、(iii) 繰り返し苦情申立てに回答しなかった場合には、5,000 ユーロから 50,000 ユーロまでの過料を課すこと、が規定されている（第 13a 条第 3 項）。

また、消費者保護法の規定に対する違反があった場合には、開発大臣は、出版その他の適切な方法により、第 2 項及び第 3 項に基づいて課された制裁並びに国内市場における消費動産の流通に関して所管行政機関又は事業者によって諸規定に基づいて採られた制限措置を公表することができる（第 13a 条第 5 項）。公表をするという行政措置を採るか否かの判断に際しては、違反の性質及び重大性並びに当該違反が消費者全般に及ぼした影響が考慮される。

③行政罰等を課す際の手続

いずれの行政罰等についても、開発大臣は、あらゆる特別な事情を衡量し、憲法に規定されている比例原則⁶を遵守して、とりわけ違反の重大性及び当該違反が消費者全体に及ぼした影響を考慮しなければならない。また、行政措置を採る場合には、事業者に故意・過失があることは要件とならないが、過料及び業務停止等の行政罰等を課す場合には、消費者保護法に違反した事業者が故意又は過失（軽過失を含む）があることが要件となると解されている⁷。

消費者保護法その他の特別法に規定されている行政罰等を課す際には、行政官庁は、事業者を事前に聴聞する義務を負う⁸。

（5）行政罰等を課す権限を有する機関

規定の文言上、第 2 項及び第 3 項の行政罰等を課すのは、開発大臣である。もっとも、消費者局の設置に関する 1997 年大統領令第 197 号第 5 条第 2 項によると、消費者局は、消費者保護に関する法令の違反者に対し法定の制裁を課す権限を有しており、消費者保護法第 13a 条に基づく行政罰等も、実務上は消費者局の決定を基に課されているようである。

なお、消費者局に関する事項は、2010 年大統領令第 96 号によって労働・社会保険省の管轄とされていたが、2012 年法第 4072 号第 235 条第 1 号により、2012 年 6 月 1 日をもって再び開発省の管轄とされ、同条第 5 号により、同日をもって、消費者保護に関する開発省の権限は消費者局に移された。

⁶ ギリシャ憲法第 25 条第 1 項は次のように規定する。「個人及び社会の構成員としての人の諸権利並びに公正な福祉国家の原理を、国は保障する。全ての国の機関は、妨害がなく、かつ、実効的なこれらの行使を確保する義務を負う。これらの権利は、適切である場合には、私人間の関係においても適用される。憲法に基づきこれらの権利に課することができるいかなる制限も、憲法で直接定め、又は法律の定めによるべき旨の留保がある場合には法律で定めなければならない、かつ、比例原則を遵守しなければならない。」

⁷ A. Καραγκουνιδης, ό. π., 13^ο, 27 (A. カラグニディス・前掲注(1)第 13a 条、27 番)。

⁸ ギリシャ憲法第 20 条第 2 項は次のように規定する。「当事者の事前に聴聞を受ける権利は、自己の権利又は利益に反して講ぜられるいかなる行政処分又は措置においても適用される。」

また、第 6 項に規定される者による違反の場合には、同項に定められる監督機関の意見を聴かなければならない。当該意見は、消費者局による申請に基づいて、申請があった時から 2 か月以内に提出されなければならない。この期間を徒過した場合には、開発大臣は、意見を聴かないで行政罰等を課することができる。

第 1 項の場合には、消費者局は、事業者に対する消費者の苦情申立てを事業者に転送し、期間を定めて回答するよう要請する権限のみを有し、行政罰等を課す権限を有しない。

事業者に対する行政罰等は、消費者若しくは消費者団体による通告又は職権での調査を基に課される。消費者保護法第 14 条第 7 項によると、通告内容の真偽の調査及び消費者保護法に対する違反の職権による確認は、開発大臣の決定により設置される、現地監査を行う事業者監査団によってなされる。同条同項によると、事業者監査団は、事業者が消費者保護法の規定を遵守しているか否かを確認すべく現地監査を行うことをその目的とするものである。

現時点（2012 年 10 月）では、上記の事業者監査団はまだ設置されておらず、消費者保護関連の監査団としては、開発省に属する①消費者局内の消費者保護部及び技術的監査部、②事務局の市場監督部局及び度量衡部並びに③産業局、がある。開発省は、近いうちに、新たな立法により、これらの監査団の統合及び権限の拡大を行い、消費者保護法への違反行為の監査を強化する予定である⁹。

なお、ラジオ・テレビ国家評議会も、特別法に基づき、行政罰等を課す権限を有する（ラジオ・テレビ国家評議会の、行政罰等を課す権限については、（8）において詳述する。）。

（6）行政罰等に対する異議申立手続

消費者保護法に違反したことを理由として事業者に課される行政罰等に対しては、事業者は、国務院に取消訴訟を提起することができる。国務院の判例によると、これらの行政罰等は公益のために課されるものであるため、取消訴訟の提起によるその執行の停止は原則として認められない¹⁰。

（7）消費者保護法の他の規定による事業者に対する行政罰等

事業者に対する行政罰等については、消費者保護法の次の規定にも定めが置かれている。

- ①消費者保護法第 4 条第 14 項第 3 号は、開発省に保管されている遠隔地取引業者登録簿からの、遠隔地取引業者の一時的又は確定的な抹消について定めている。この措置は、遠隔地取引業者が消費者保護法の規定に違反した場合に採られるものであり、消費者保護法第 13a 条第 2 項及び第 3 項の行政罰等と併せて課すことが可能である。また、消費者保護法第 13a 条第 2 項に基づく業務停止の場合と異なり、事前に過料その他の行政罰等が課されていることは要件とならない。抹消を行うためには理由を付した開発大臣の決定が必要である。抹消の結果、遠隔地取引業者は、一時的又は確定的に、遠隔地取引に係る契約を締結することを禁止

⁹ ギリシャの日報 Ethnos の電子版の記事（2012 年 9 月 1 日付け、2013 年 3 月 13 日最終アクセス）。
(<http://www.ethnos.gr/article.asp?catid=22770&subid=2&pubid=63706016>)

¹⁰ 国務院判決 2006 年第 448 号 ΝΟΜΟΣ.

されることとなる。

- ②消費者保護法第 7 条第 11 項は、消費者の健康及び安全並びに安全な製品の流通について定める同条の規定に違反した事業者に対する行政罰等及びこれを課す手続を開発大臣及び所管大臣の共同決定により定めるための立法権を、開発大臣及び所管大臣に委任している。
- ③消費者保護法第 9i 条第 5 項によると、開発大臣は、消費者保護法第 9c 条の意味における不公正な取引方法を直ちに停止すべき旨を命ずることができ、事業者が当該命令に従わなかったときは、第 13a 条の行政罰等が課される。
- ④消費者保護法第 9 条第 8 項は、比較広告等の禁止等に対する違反があった場合について上記の第 9i 条を準用している（上述したように、第 9i 条第 5 項は、第 13a 条を準用している）。

（8）消費者保護法以外の特別法に規定されている行政罰等

違反者に対する行政罰等について定める消費者保護法以外の消費者保護に係る特別法の規定としては、次のものがある。

- ①パック旅行に関する 1996 年大統領令第 339 号第 8 条。同条は、パック旅行主催者（オーガナイザー）又はパック旅行仲介者（リテーラー）が、同命令によって課される義務に違反した場合について、その属性（宿泊施設業者、海運業者等）に応じて、個々の属性に係る特別法に規定される行政罰等が課される旨を定めている。パック旅行主催者又はパック旅行仲介者の行為が消費者保護法の規定に違反するものでもあるときは、同法第 13a 条の行政罰等も課される。
- ②消費者信用に関する 1991 年 3 月 7 日大臣共同決定第 ΦI-983 号第 12 条第 3 項。同条同項によると、通商大臣は、クレジット業者による違反があった場合には、58,694.05 ユーロまでの過料を課すことができ、クレジット業者が繰り返し違反したときは、当該過料の上限は 2 倍に引き上げられる。
- ③1995 年法第 2328 号第 4 条第 1 項、第 3 項から第 6 項まで及び第 9 項。これらの規定によると、ラジオ・テレビ国家評議会は、私営テレビ局に関する法令等に違反した私営テレビ局に対して、同条所定の行政罰等（過料、放送停止等）を課することができる。

なお、消費者保護法第 9 条第 6 項の定める、19 時から 22 時までの時間帯における玩具の広告の禁止にテレビ局が違反した場合には、同法第 13a 条の行政罰等のほか、1995 年法第 2328 号第 4 条第 1 項 a に規定されている、ラジオ・テレビ国家評議会による勧告処分も課される。

4. 行政による経済的不利益賦課制度の運用状況の概観

消費者保護法第 13a 条に基づいて課された行政罰等（主に過料）は、開発省、消費者局及びギリシャ政府のウェブページ等で公表されている。

2012年1月4日付けの消費者局のプレスリリース¹¹によると、2011年の間に課された過料の数は211、その総額は5,390,500ユーロであった。2010年に課された過料の数は171で、それ以前の各年の過料の数は2ケタを超えていなかった。同プレスリリースの内容によると、この件数の急増は、消費者局が、消費者の利益を保障するための市場の本質的かつ組織的な監督の実施を徹底していることの証であり、同局は、ギリシャが直面している経済危機において一層重要なものとなる、経済的搾取からの消費者の保護を目指して今後も積極的に活動を継続することである。

同プレスリリースによると、同日付で公表された新たに課された過料は、一社につき1,500ユーロから140,000ユーロのものであり、違反の内容は、不公正な普通取引約款の使用、誤認惹起広告、危険な製品の市場への流通等であった。

なお、賦課された過料のうち、実際に回収できた金額について確認することはできなかったが、消費者保護法第13a条第4項には、過料は国家収入徴収法典に従って徴収される旨が規定されており、同法典には、強制執行の手段としての動産及び不動産の差押え並びに身柄拘束についての規定が置かれているため、実効的な回収が行われているものと考えられる。

5. ギリシャにおける経済的不利益賦課制度のまとめ

ギリシャにおける経済的不利益賦課制度等をまとめると、次のようになる。

第一に、同制度の中核となる、消費者保護法第13a条に基づく行政罰等がある。

消費者保護法第13a条第2項によると、同法の規定に違反した事業者に対しては、刑法、市場規制法その他の特別法の定めを害することなく、開発大臣の決定により、1,500ユーロから1,000,000ユーロまでの過料が課される。同一の事業者に対して3を超える過料決定がなされた場合には、過料の上限は2倍に引き上げられ、開発大臣は、業務の全部又は一部を、3か月から1年までの期間にわたり停止すべきことを命ずることができる。

また、同条第3項によると、同条第1項に従い消費者の苦情申立てに回答しない事業者に対しては、開発大臣は、次に掲げる措置を採ることができる。①従わなかった場合には過料を課す旨を通知して、期間を定めて、苦情申立てに回答するよう勧告すること、②500ユーロから5,000ユーロまでの過料を課すこと、③繰り返し苦情申立てに回答しなかった場合には、5,000ユーロから50,000ユーロまでの過料を課すこと。

上記の制裁は、適切な方法により公表され得る（同条第5項）。

第二に、消費者保護法の他の規定による事業者に対する行政罰等と消費者保護法以外の特別法に規定されている行政罰等があり、これらは、上述した消費者保護法第13a条に基づく行政罰等を補完する役割を担っている。

このように、ギリシャにおける経済的不利益賦課制度は一元的なものとなっており、日本では消費者契約法、特定商取引法、製造物責任法等消費者保護に関連する種々の特別法におかれている規定と類似する内容の規定に対する違反があった場合につき、統一的な制裁を定めている。このような制度は、消費者保護に係る諸規定の公益性な性質を強調する

¹¹ http://www.efpolis.gr/filesbase/1398_sitefile-10597.pdfにて閲覧可能(2013年3月13日最終アクセス)。

ものであるとともに、見通しの良さと安定した運用を可能とするものでもある。また、個別の事例の重大性等は、主に、過料の金額や業務停止の期間が決定される段階において考慮されるため、柔軟な対応が可能となっている。

さらに、事業者に対する消費者の苦情申立てに事業者が回答しなかった場合においても行政罰等が課されるため、事業者による回答が促され、裁判外での紛争解決の促進に貢献している。このような苦情申立制度の構築と、通告内容の真偽の調査及び消費者保護法違反の職権による確認を現地監査により行う種々の監査団の存在は、早期における消費者被害関連の情報収集を促進し、消費者被害の事前防止にも貢献しているようである。

【参考 1：消費者保護法第 13a 条の適用に至るまでの主な流れ】

〈消費者保護法第 13a 条第 2 項所定の行政罰等の賦課の場合〉

①監査団による、消費者の苦情申立てに基づく監査 or 職権による監査



②事業者による違反行為の確認



③消費者保護法第 13a 条第 2 項所定の行政罰等の賦課

〈消費者保護法第 13a 条第 3 項所定の行政罰等の賦課の場合〉

①消費者による消費者局への苦情申立て



②苦情申立ての事業者への転送 and 期間を定めた回答の要請



③事業者が上記期間を徒過



④消費者保護法第 13a 条第 3 項所定の行政罰等の賦課

なお、苦情申立ての提出方法としては、①消費者局のウェブページの、苦情申立てフォームを使用した提出、②消費者局の専用アドレスへの苦情申立ての送信、③苦情申立て専用電話番号を利用した苦情申立て、及び④消費者局の消費者保護部又は技術的監査部への、電話を通じての苦情申立て、がある。

【参考 2：ギリシャの国家組織】

2012 年 10 月 5 日現在、次の 17 の省が存在する。①行政改革・電子統治省、②内務省 (Ministry of Interior)、③財務省 (Ministry of Finance)、④外務省 (Ministry of Foreign Affairs)、⑤国防省 (Ministry of National Defense)、⑥開発・競争力・インフラ・交通・ネットワーク省、⑦環境・エネルギー・気候変化省 (Ministry of Environment, Energy & Climate Change)、⑧教育・生涯学習・宗教省、⑨海運・エーゲ海省、⑩労働・社会保険省、⑪保健・社会連帯省、⑫農業開発・食糧省、⑬法務・透明性・人権省 (Ministry of Justice, Transparency and Human Rights)、⑭市民保護省 (Ministry of Citizen Protection)、⑮

文化・観光省、⑯マケドニア・スラキ地方省、⑰国務相 (The State Minister)。

消費者局 (General Secretariat for Consumers) は、上記⑥の開発・競争力・インフラ・交通・ネットワーク省に属する。その主な目的は、①消費者保護の分野における政府による政策の決定及び実現について提案をし、②消費者の保護に関する立法が適用されていることを確認し、消費者の利益全般について配慮すること、である。

なお、消費者局は、①消費者政策部、②消費者保護部、③技術的監査部及び④行政事務部、の4つの部から構成されている。